

規制改革推進に関する答申（抄）  
（令和 2 年 7 月 2 日規制改革推進会議）

5. 農林水産分野  
(4) スマート農業の普及促進  
ウ 農業データの利活用

【a：令和 2 年度措置、  
b：令和 2 年度検討・結論、令和 3 年度措置、  
c：令和 4 年度措置】

＜基本的考え方＞

ドローン・トラクター・コンバインや、水田・ビニールハウス等に設置する計測機器などを通じて、位置データ・気象観測（気温・湿度・気圧等）・航空画像・作業記録など大量の農業データが生み出されている。農業者は、これら農業データを使って、圃場ごとの耕作・農薬散布・収穫等の作業を効率的に計画管理することが可能になった。さらに、センシング・AI・ビッグデータ解析等の特定分野に強みを持つ新規参入事業者も数多く出てきており、自らの農業データや技術を組み合わせて生育分析・病虫害分析等の新しいサービスへの農業者の期待も高まっている。（中略）

農林水産省も、スマート農業加速化実証プロジェクト、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等により、これらの取組を支援している。また、「農業分野におけるデータ契約ガイドライン（平成 30 年 12 月 農林水産省）」を公表し、第 3 条（当初データ等の利用権限等）において「データ受領者は、その利用が利用権限を逸脱しているなど特段の事情がない限り、データ提供者に対して、申請された当初データ等を提供しなければならない」と規定し、農業者自身のデータ利用の促進を図っている。

しかし、当ガイドラインは必ずしも十分に活用されておらず、農機メーカー等の既存事業者は、農業者から提供される農業データを自社内で保管し自社サービスとして活用する一方、システムをまたぐデータの積極的な利活用は必ずしも進んでいない。そのため、農業者はメーカーの異なる複数のトラクター等を通じて取得した圃場地理・作業履歴等の農業データを、各メーカーのシステムでばらばらに管理せざるを得ず、大きな不便が生じている。（中略）

これらを踏まえて、以下の措置を行うべきである。

### ＜実施事項＞

- a 農林水産省は、補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の補助金等に限らず、その他の交付金、委託費を含む）によりトラクター、農業ロボット、ドローン、IoT機器等の導入支援を行う際は、「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」に従って、システムサービス提供者が保管することとなるデータは、農業者が希望すれば農業者に提供するとの条項を契約に盛り込むことを要件とするよう公募要領等に明記する。また、都道府県の単独事業についても同様の要件を課すことが望ましい旨、技術的助言を行う。
- b 農林水産省は、農機メーカーに働きかけ、位置、作業記録等のデータを取得するトラクター、コンバイン等の農機の使用に当たり、農業者がこれらのデータを当該農機メーカー以外の作ったソフトでも利用できる仕組み（オープンAPI）の整備を行う。
- c 農林水産省は、令和4年度予算から農機メーカー以外の作ったソフトでも位置、作業記録等のデータを利用できることを、トラクター、コンバインなどの農機の導入支援の補助金等の要件とする。また、都道府県の単独事業についても同様の要件を課すことが望ましい旨、技術的助言を行う。